4 文経際第16号 4 ス 参 民 第5号 令和4年6月14日

文化庁独立行政法人の長スポーツ庁独立行政法人の長各文化関係団体の長

殿

文化庁文化経済・国際課長 スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当)

チケット不正転売禁止法に基づく興行入場券の 適正な流通の確保に関する措置について(依頼)

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成30年法律第103号)」(以下、本法、または法という。)については、令和元年6月14日に施行され、3年が経過しました。興行主等の皆様におかれましては、平素より本法の趣旨に鑑み、興行入場券の適正な流通の確保に関する措置にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

イベント等の開催については、必要な感染防止措置を講じるなど一定の条件下で制限が解除されており、興行の再開とそれに伴うチケット流通の回復傾向が見られます。他方で、販売されている興行入場券の中には、特定興行入場券に該当しないものも散見されます。また、特定興行入場券を含むチケットの高額転売が行われているケースも見られ、一部のイベントでは著しく高額な転売価格となっているケースもあります。

興行主等の皆様のご努力により、入場時の本人確認の徹底やチケットリセールサイトの設置などを通じて、チケットの不正転売を抑制している取組も見られます。今後とも、興行及びチケット流通の回復に伴って、興行入場券の適正な流通を確保する観点から、こうした取組を更に広げていく必要があります。

つきましては、法施行3年の機会を捉え、下記のとおり広報活動を重点的に行いますので、興行主等の皆様におかれましても、改めて興行入場券の適正な流通の確保に関する措置を講じていただきますようお願いします。特に特定興行入場券としての要件を具備することを企図しているような記述が見られるものの、法律上の要件を満たさずに該当していない興行入場券なども散見されるところ、チケット発行や販売実務に関わるご担当部署に本通知内容をお届けいただきますようお願いします。

本事務連絡の内容についてご不明な点等ございましたら、末尾に記載しております文化 庁文化経済・国際課チケット不正転売禁止法担当までお問い合わせください。

(1) 特定興行入場券の要件について(法第2条関係)

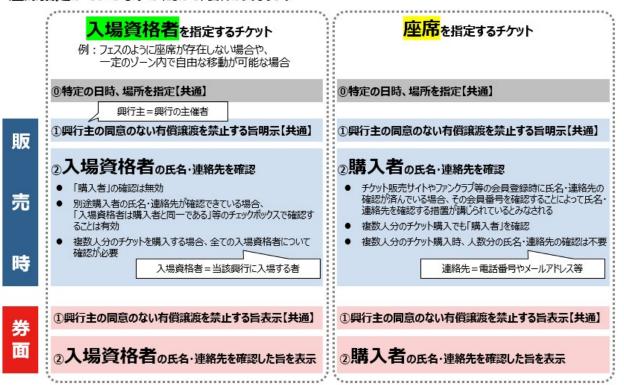
特定興行入場券の要件は法第2条に定めるとおりですが、現在も特定興行入場券の要件を満たさず本法の保護を受けられないチケットが流通していることを確認しています。興行主等の皆様におかれましては、改めて特定興行入場券の要件となるチケット販売時の明示・確認事項、チケット券面への表示事項についてご確認くださるようお願いします。(別添資料参照)

(別添資料要件部分抜粋)

特定興行入場券の要件



座席指定かそうでないかによって、要件が異なります



(2) 興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等(第5条関係)

興行入場券の適正な流通を確保するため、興行主等におかれては法第5条の規定に基づき、措置に関する費用や特定興行入場券の不正転売を防止する効果なども踏まえ、適切な措置等を図っていただきますようお願い申し上げます。

(法第5条の規定にある措置の例)

- 入場時の本人確認
- リセールサイトの構築やリセールサービスの利用 他

(3) 国民の関心及び理解の促進のための広報活動について(第7条関係)

国民の関心及び理解の促進のため、国では以下の取組を実施しますので、興行主等の皆様におかれましてはポスターの掲示やチケット購入者への注意喚起等にご協力をお願いします。ポスターの掲示にご協力いただける場合、文化庁から発送いたしますので、お手数ですが下記担当宛に枚数及び送付先をご連絡いただくようお願いします。

- イベント開催の興行主等各社宛に本法の周知用ポスターを配布
- 不正転売行為に関する注意喚起用の画像、バナーを作成・配布
- 文化庁HPの本法掲載ページをリニューアル 他

添付資料 「チケット不正転売禁止法及び特定興行入場券の要件について」

(なお、本通知については、同様の内容を文化庁のホームページに掲載しています。 関係各所へ本通知を共有いただく際は、当該ページをご案内いただいても結構です。)

[URL]

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/93720301.html

本件連絡先 文化庁文化経済・国際課 チケット不正転売禁止法担当

電話: 03-5253-4111 (内線 4528) メール: kei-sai@mext.go.jp

チケット不正転売禁止法とは



概要

- 特定の要件を満たすチケット(=特定興行入場券)を不正に 転売する行為に罰則を設けることにより、**転売行為の抑止効果** を期待し、
- これにより、チケットの適正な流通の確保の実現を目的とする

不正転売チケット購入者

禁止行為=①特定興行入場券の不正転売 > を罰

を罰する法律ではない

②不正転売を目的とした特定興行入場券の譲り受け (=購入、仕入れ行為)

不正転売 = 興行主の事前の同意を得ず、反復継続の意思をもって、 販売価格を超える価格で転売する行為

対象となるチケット

転売チケット購入者の入場が拒まれる可能性が 高いチケットに処罰範囲を限定

チケット全般

興行入場券

興行=芸術、芸能又はスポーツを不特定多数の者に 見せ、又は聞かせること

入場券=興行の場所に入場することができるチケット

特定興行入場券

興行入場券のうち、不特定又は多数の者に販売され、かつ次ページのいずれの要件をも満たすもの

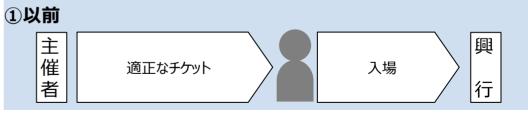
経過

2018年12月 チケット不正転売禁止法成立

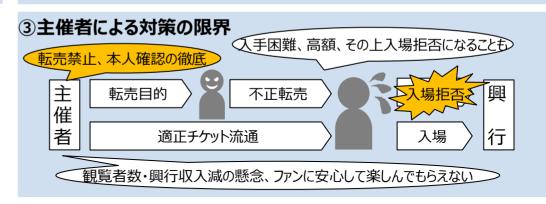
2019年 6月 同法施行

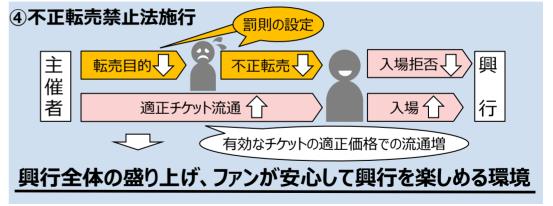
2020年 8月 人気アイドルグループ「嵐」のコンサートチケットを不正に転売した者に対し、懲役1年6カ月(執行猶予3年)、罰金30万円等の有罪判決

背景及び効果









特定興行入場券の要件



座席指定かそうでないかによって、要件が異なります

<mark>入場資格者</mark>を指定するチケット

例:フェスのように座席が存在しない場合や、 一定のゾーン内で自由な移動が可能な場合

⑥特定の日時、場所を指定【共通】

興行主 = 興行の主催者

①興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨明示【共通】

②入場資格者の氏名·連絡先を確認

- 「購入者」の確認は無効
- 別途購入者の氏名・連絡先が確認できている場合、 「入場資格者は購入者と同一である」等のチェックボックスで確認す ることは有効
- 複数人分のチケットを購入する場合、全ての入場資格者について 確認が必要

入場資格者=当該興行に入場する者

<mark>座席</mark>を指定するチケット

①特定の日時、場所を指定【共通】

①興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨明示【共通】

②購入者の氏名・連絡先を確認

- チケット販売サイトやファンクラブ等の会員登録時に氏名・連絡先の確認が済んでいる場合、その会員番号を確認することによって氏名・連絡先を確認する措置が講じられているとみなされる
- 複数人分のチケット購入でも「購入者」を確認
- 複数人分のチケット購入時、人数分の氏名・連絡先の確認は不要

連絡先=電話番号やメールアドレス等

①興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨表示【共通】

②入場資格者の氏名・連絡先を確認した旨を表示

①興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨表示【共通】

②購入者の氏名・連絡先を確認した旨を表示

販

壳

時

券 面

特定興行入場券の記載・表示例(入場資格者を指定するチケット)



入場資格者を指定するチケット ^{入場資格者 = 当該興行に入場する者}

記載·表示例

販

売

時

興行主=興行の主催者

①興行主の同意のない有償譲渡 を禁止する旨表示

連絡先=雷話番号やメールアドレス等

- ②入場資格者_{の氏名·連絡先を確認}
 - 「購入者」の確認は無効
- 別涂購入者の氏名・連絡先が確認できている場合、 「入場資格者は購入者と同一である」等の チェックボックスで確認することは有効
- 複数人分のチケットを購入する場合、 全ての入場資格者について確認が必要

①興行主の同意のない有償譲渡 を禁止する旨表示

②入場資格者の 氏名・連絡先を確認した旨を表示 主催者の同意なく有償で譲渡することは禁止します

主催者に断りなく有償で譲渡することは禁止します

無断有償譲渡禁止

今回購入するチケットで入場する方の氏名・連絡先をご記入ください。

氏名 連絡先

代表者

□氏名・連絡先は購入者と同じ

同行者1:

(必須)

□連絡先は代表者と同じ

同行者2:

(必須)

□連絡先は代表者と同じ

主催者の同意なく有償で譲渡することは禁止します

主催者に断りなく有償で譲渡することは禁止します

無断有償譲渡禁止

本券は、購入時に入場資格者の氏名及び連絡先を確認した上で販 売されたものです

入場資格者の氏名・連絡先確認済み

面

特定興行入場券の記載・表示例(座席を指定するチケット)



販

売

時

券

面

<mark>座席</mark>を指定するチケット

興行主 = 興行の主催者

①興行主の同意のない有償譲渡 を禁止する旨表示

連絡先=電話番号やメールアドレス等

- ②購入者の氏名・連絡先を確認
- チケット販売サイトやファンクラブ等の会員登録時に 氏名・連絡先の確認が済んでいる場合、 その会員番号を確認することによって氏名・連絡先 を確認する措置が講じられているとみなされる
- 複数人分のチケット購入でも「購入者」を確認
- 複数人分のチケット購入時、人数分の 氏名・連絡先の確認は不要

①興行主の同意のない有償譲渡 を禁止する旨表示

②**購入者**の 氏名・連絡先を確認した旨を表示

記載·表示例

主催者の同意なく有償で譲渡することは禁止します

主催者に断りなく有償で譲渡することは禁止します

無断有償譲渡禁止

※複数枚の購入であっても、 主催者が別途、同行者の氏名等を確認することを妨げるものでは ありません

主催者の同意なく有償で譲渡することは禁止します

主催者に断りなく有償で譲渡することは禁止します

無断有償譲渡禁止

本券は、購入時に購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです

購入者の氏名・連絡先確認済み

※なお、ここでの「記載・表示例」はあくまで例であって、特定興行入場券の該当性は、個別の興行入場券ごとに判断されます。

事例紹介(特定興行入場券の要件を満たさないケース[左側]と、その改善案[右側])



販

【共通】<mark>入場資格者</mark>/座席を指定チケット

「営利目的の転売禁止」の記載

「主催者の同意のない|転売を禁止する旨明示

入場資格者を指定するチケット

「入場資格者」の氏名・連絡先を確認していない

複数枚販売の際に、販売人数分の「入場資格者」の確認をしていない

「入場資格者」の氏名を記入させていても、連絡先(電話番号、メールアドレス)の確認をしていない

「入場資格者」の氏名・連絡先を確認

販売人数分の氏名・連絡先を確認

連絡先(電話番号、メールアドレス)の確認も必要

【記載例】

今回購入するチケットで入場される方の氏名・連絡先をご記入ください。

氏名

連絡先

代表者 :

□氏名・連絡先は購入者と同じ

同行者1:

(必須)

□連絡先は代表者と同じ

同行者2:

(必須)

□連絡先は代表者と同じ

- ▶ 購入チケットが1枚の場合は、「入場資格者は購入者と同一」 などの形で、購入者情報を利用することも可
- ▶ 購入チケットが複数の場合、入場資格者のうちの代表者について、「入場資格者の代表者は購入者と同一」などの形で、購入者情報を利用することが可
- ▶ 購入チケットが複数の場合、入場資格者のうち代表者でない 者(=同行者)について、各者の氏名を確認した上で、「同 行者の連絡先は代表者の連絡先と同一」などの形で、各同 行者の連絡先の確認に代えることが可

売

時

事例紹介(特定興行入場券の要件を満たさないケース[左側]と、その改善案[右側])



券

【共通】入場資格者/座席を指定チケット

「営利目的の転売禁止」の記載

具体的な氏名が印字されているものの、その者が 購入者か入場資格者か不明であることに加え、 連絡先を確認した旨の記載がない 「主催者の同意のない」転売を禁止する旨表示

チケット種類に応じて、その者が購入者か入場資格者かを明記する他、連絡先も確認済みであることを表示 ※ なお、必ずしも具体的な氏名を表示する必要はなく、 「購入者の氏名・連絡先を確認済み」又は「入場資格

者の氏名・連絡先を確認済み と表示すればよい

入場資格者を指定するチケット

「購入者の氏名・連絡先を確認済み」の記載

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と表示

「購入者(入場資格者)の氏名・連絡先を確認 済み との記載 「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」 と明確に表示

※ この表記方法1本化で、入場資格者指定/座席指定のど ちらの券種でも対応可能と思われがちだが、購入者では なく入場資格者を確認したかどうかが不明確になり、要件 を満たせない可能性あり

<mark>座席</mark>を指定するチケット

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」の記載

「購入者の氏名・連絡先を確認済み」と表示

囬

特定興行入場券の要件を正しく理解し、興行入場券の適正な流通確保へご協力をお願いいたします